

資格制度運営細則

2004 年 12 月 7 日制定
2006 年 3 月 28 日改定
2006 年 6 月 10 日改定
2007 年 4 月 3 日改定
2008 年 5 月 1 日改定
2009 年 5 月 14 日改定
2011 年 7 月 1 日改定
2012 年 11 月 16 日改定
2013 年 1 月 30 日改定
2014 年 4 月 1 日改定
2019 年 4 月 1 日改定
2019 年 5 月 16 日改定
2022 年 11 月 1 日改定
2024 年 11 月 21 日改定
2025 年 10 月 1 日改定

第 1 条（目的）

本規程は、資格制度規程第 5 条の定めにより、公認情報セキュリティ監査人資格制度（以下、「資格制度」という）の運営に係る細則を定めることを目的とする。

第 2 条（資格区分）

公認情報セキュリティ監査人の資格（以下、「資格」と略す）区分として、以下の 4 種類を設ける。

1. 情報セキュリティ監査人補（英語名称：CAIS-Assistant）
2. 公認情報セキュリティ監査人（英語名称：CAIS-Auditor）
3. 公認情報セキュリティ主任監査人（英語名称：CAIS-Lead Auditor）
4. 情報セキュリティ監査アソシエイト（英語名称：CAIS-Associate）

第 3 条（情報セキュリティ監査人補）

情報セキュリティ監査人補の職務は、以下の通りとする。

1. 監査人の指導の下、監査メンバーとして監査に参加する。なお、公認情報セキュリティ監査人又は公認情報セキュリティ主任監査人又はこれらと同等の力量と認められる者の指導を得られない場合には、情報セキュリティ監査人補は原則として、外

部組織から受託した監査に従事してはならない。

第4条（公認情報セキュリティ監査人）

公認情報セキュリティ監査人の職務は、以下の通りとする。

1. 監査計画を立案し、監査計画に基づいて監査を実施し、報告書を作成し、監査結果を被監査主体に報告する。
2. 原則として、上位の監査人の指導のもとで、監査チームリーダーを務める。
3. 監査チームから独立した立場で、監査の品質管理を行う。
4. 監査チームメンバーである情報セキュリティ監査人補を指導する。

第5条（公認情報セキュリティ主任監査人）

公認情報セキュリティ主任監査人の職務は、以下の通りとする。

1. 監査チームリーダーとなって、監査計画を立案し、監査計画に基づいて監査を実施し、報告書を作成し、監査結果を被監査主体に報告する。
2. 公認情報セキュリティ監査人が監査チームリーダーを務める場合は、これを指導する。
3. 監査チームから独立した立場で、監査の品質管理を行う。
4. 監査組織の品質管理責任者を行う。なお、職務とは別に、情報セキュリティ監査制度の発展のための活動を行うことが求められる。

第6条（情報セキュリティ監査アソシエイト）

情報セキュリティ監査アソシエイトの職務は、以下の通りとする。

1. 監査チームの一員として専門知識にもとづく助言を行う。

第7条（資格の前提条件と資格要件）

資格制度は、経済産業省が定めた情報セキュリティ監査制度（以下、「監査制度」という）を前提としており、同制度が規定する情報セキュリティ監査基準及び情報セキュリティ管理基準に基づく。なお、監査制度は日本語を前提としている。以下の資格を保有する者は、監査制度が定める基準に精通し、これらの基準に基づく監査を行うことができないなければならない。

資格区分毎の資格要件は、以下の通りとする。なお、資格要件で定める試験の詳細は、資格認証委員会において定める。

1. 情報セキュリティ監査人補

分類			資格要件
監 査 人	知識	専門分野	情報技術分野で少なくとも3ヶ月以上の業務経験がある

としての能力			こと。あるいは、情報技術分野について、専門的な教育を受けていること
		情報セキュリティ監査	協会認定研修コースを修了すること。または、情報セキュリティ内部監査人（QISEIA）に能力認定されていること。
	経験		協会認定トレーニングコースを修了すること。
	実証された能力		—
監査人としての適切な行動			倫理基準への遵守を誓約すること。

2. 公認情報セキュリティ監査人

分類			資格要件
監 査 人 としての 能力	知識	専門分野	情報技術分野で少なくとも4年以上の業務経験があること。その内、情報セキュリティ関連分野で少なくとも2年以上の業務経験があること。 なお、情報セキュリティ関連分野の業務経験については、別表に定める資格の保有で代替することも可能とする。
		情 報 セ キ ュ リ ティ 監 査	協会認定研修コースを修了すること。または、情報セキュリティ内部監査人（QISEIA）に能力認定されていること。
	経験		協会認定トレーニングコースを修了すること。 加えて、過去3年以内に最低4回延べ20日間の監査メンバーとしての監査実施経験（うち2回以上は情報セキュリティ監査制度に基づくアドバイザリー型監査又はアシュアランス型監査）があること。なお、監査実施経験については、協会認定監査実技コースを修了することで代替することも可能とする。
	実証された能力		監査経験確認試験に合格すること。
監査人としての適切な行動			倫理基準への遵守を誓約すること。

3. 公認情報セキュリティ主任監査人

分類			資格要件
監 査 人 と して の 能 力	知識	専門分野	公認情報セキュリティ監査人であること。
		情報セキュリティ監査	公認情報セキュリティ監査人であること。
	経験		公認情報セキュリティ監査人として、過去２年以内に最低３回延べ１５日間の監査チームリーダーとしての監査実施経験（うち２回以上は情報セキュリティ監査制度に基づくアドバイザリー型監査又はアシュアランス型監査）があること。
	実証された能力		主任監査人面接試験に合格すること。
監査人としての適切な行動			倫理基準への遵守を誓約すること。

4. 情報セキュリティ監査アソシエイト

分類			資格要件
監 査 ア ソ シ エ イ ト と し て の 能力	知識	専門分野	専門知識（分野は問わない）を示す資格を保有すること、又は大学等の高等教育機関で高等教育を受けていること、又は専門分野（分野は問わない）における業務経験を有すること。
		情 報 セ キ ュ リ テ ィ 監 査	協会認定研修コースを修了すること。
	経験		—
	実証された能力		—
	監査アソシエイトとしての適切な行動		倫理基準への遵守を誓約すること。

第8条（資格区分変更登録時の取り扱い）

資格登録者の資格区分変更登録申請時においては、以下の取り扱いとする。

1. 情報セキュリティ監査人補の資格登録者が、資格区分変更の登録申請を行う場合は、協会認定研修コース及び協会認定トレーニングコースの修了は不要とする。
2. 公認情報セキュリティ主任監査人、公認情報セキュリティ監査人の資格登録者が資格区分変更の登録申請を行う場合は、協会認定研修コース及び協会認定トレーニング

グコースの修了、監査経験確認試験の合格は不要とする。

3. 情報セキュリティ監査アソシエイトの資格登録者が、資格区分変更の登録申請を行う場合は、協会認定研修コースの修了は不要とする。
4. 上記の取り扱いを受けるためには、以下の要件を満たす必要がある。
 - (ア) 初回登録後毎年 of 資格維持手数料の支払。
 - (イ) 資格区分変更の前年迄 of、本規程第10条及び資格維持プログラム運営基準に定める、資格維持ポイントの獲得。

第9条（更新登録申請時の取り扱い）

資格登録者の更新登録申請時においては、以下の取り扱いとする。

1. 資格登録者が、更新登録申請を行う場合には、資格区分ごとに定めた資格要件を満たしていることをあらためて示すことは不要とする。
2. 上記の取り扱いを受けるためには、初回資格登録後毎年 of 資格維持手数料の支払と本規程第10条及び資格維持プログラム運営基準に定める資格維持ポイントの獲得を必要とする。

第10条（資格登録の有効期間と資格維持プログラム）

1. 資格登録の有効期間は年度を前期（4月1日から9月30日）と後期（10月1日から3月31日）に分け、資格登録の月を基準にして3年後の当該半期の末日までとする。資格を更新した場合、その有効期間は3年とする。
2. 資格維持プログラムとして、情報セキュリティの技術変化や、社会的変化による監査ニーズの変化に対応するため、有効期間3年毎に、資格及び専門性の更新を行うものとする。
3. 資格維持プログラムについては、別に定める資格維持プログラム運営基準による。

第11条（資格保留）

資格保有者で資格維持活動を含めた情報セキュリティ監査人としての活動が困難であるとの申請を行った者は、資格認証委員会の承認により、以下の条件に基づき資格保留とする。なお、資格保留及び解除の詳細は、資格登録手順に定める。

1. 現有資格の有効期限から3年を超えない期間であること。
2. 資格保留期間においては、資格保有者は資格による権利の一切を行使しないこと。
3. 資格保留期間においても、資格維持活動を除く資格保有者の義務を負うこと。

第12条（資格登録の抹消）

以下の各号に該当する場合、資格認証委員会の審議に基づき、資格登録を抹消する。なお、資格登録の抹消の詳細は、資格登録手順に定める。

1. 資格保有者から資格辞退届が提出されたとき。
2. 資格保留期間内に保留解除がされなかったとき。
3. 資格保有者が資格に基づく行動をしていないとみなされるとき。
4. 懲戒処分により資格はく奪を認めたとき。

第13条（研修・トレーニングコース）

1. 資格を登録する監査人の質を確保するために、資格申請者に対し以下のいずれかを目的として研修・トレーニングコースを開催する。
 - 情報セキュリティ監査人としての最低限の知識およびコミュニケーションをとるための共通の知識の修得
 - 一定品質以上の情報セキュリティ監査を実施するための基本的な知識と技術の修得
 - 一定品質以上の情報セキュリティ監査の経験
2. 研修・トレーニングコースの認定については、別に定める研修・トレーニングコース認定基準による。

第14条（研修・トレーニングコース受講料・試験料）

1. 協会が研修・トレーニングコースを主催する場合の受講料は下表の通りである（消費税別）。ただし、学生（大学生、大学院生、および専門学校生）への研修・トレーニングコース提供にあたり、受講料割引の実施の必要があると資格認証委員会が認めた場合には、受講料の減額を行うことができる。なお、外部研修実施機関が研修・トレーニングコースを主催する場合は、外部研修実施機関が指定する研修・トレーニングコース受講料を徴収する。

コース名	受講料
協会認定研修コース（2日間）	85,800 円
協会認定トレーニングコース（3日間）	195,400 円
協会認定監査実技コース	195,400 円

2. 試験料は下表の通りである（消費税別）。なお、当試験料は再試験の場合も同額とする。

試験の名称	試験料
研修修了試験	4,800 円
トレーニング修了試験	9,600 円
監査経験確認試験	9,600 円
<u>主任監査人面接試験</u>	<u>19,000 円</u>

第 15 条（資格申請手数料）

資格申請手数料は下表の通りである（消費税別）。

	監査 アソシエイト	監査人補	監査人	主任監査人
初回登録申請時	4,800 円	9,600 円	9,600 円	9,600 円
格上登録申請時	-	9,600 円	9,600 円	9,600 円
更新登録申請時	4,800 円	9,600 円	9,600 円	9,600 円

第 16 条（資格登録手数料）

資格登録手数料は下表の通りである（消費税別）。なお、資格変更登録申請時は、資格維持手数料が発生しているため資格登録手数料は不要とする。なお、主席監査人の資格登録手数料は無料とする。

	監査 アソシエイト	監査人補	監査人	主任監査人
初回登録申請時	4,800 円	9,600 円	9,600 円	9,600 円
更新登録申請時	4,800 円	9,600 円	9,600 円	9,600 円

第 17 条（資格維持手数料）

資格維持手数料は下表の通りである（消費税別）。但し初回の資格登録を受けた直後の、第 10 条に定める有効期限の応当日までの期間に相当する資格維持手数料については、資格登録手数料に含まれているものとし無料とする。また、3 年毎の資格更新時には、資格申請手数料、資格登録手数料が発生するため、当該年度の資格維持手数料は無料とする。

	監査 アソシエイト	監査人補	監査人	主任監査人
資格維持手数料	4,800 円	14,400 円	14,400 円	14,400 円

第18条（資格登録手順）

資格登録の手順については、資格登録手順に定める。

第19条（資格認証委員会会計）

1. 資格認証委員会の独立性を明確にする管理会計である資格認証委員会会計（以下、「委員会会計」と略す）は、協会の事業会計の内数として予算化し、資格認証委員会が管理する。
2. 資格認証委員会は、理事会における協会の年度予算案審議にあわせて、委員会会計予算案を理事会に上程し、承認を得る。
3. 委員会会計予算の執行は、協会の予算執行関連の規程に従う。
4. 資格認証委員会は毎年度末に決算を審議し、適正な会計運営であることを実証する。
5. 資格制度規程第3条3項の審査付加金単価は以下のとおりとする。

ランク	課金単価(円)
上位者（主任・監査人）	10,000
監査人補	5,000
アソシエイト	1,000
内部監査人	1,000
資格保留・解除	5,000
資格辞退	500

6. やむを得ない事情により、資金不足が予想される場合には、資格認証委員会は速やかに理事会にその理由と不足見込額を報告し、資金手当てを要請する。
7. 委員会会計について、協会は必要に応じ監査を実施することができる。

第20条（規程の変更）

本規程の改定は理事会の議決による。

第21条（その他）

本規程に定めのない事項については理事会において別途定める。

補則 （情報セキュリティ内部監査人が情報セキュリティ監査人補の資格申請を行った場合の資格要件と資格申請手数料）

資格制度規程 附則第1条に記載される情報セキュリティ内部監査人能力認定制度により能力認定された情報セキュリティ内部監査人が、協会認定研修コースのテキストを自己学習し、協会認定トレーニングを修了したときは、第7条1項に定める知識及び経験の要件を満たすものとみなす。

また、資格申請手数料は下表の通りである（消費税別）。

	監査人補
資格申請手数料	9,600 円

【第7条2項 別表】 情報セキュリティ関連分野の業務経験を代替する資格（順不同）

資格名称	認定団体名
公認情報セキュリティマネジャー（CISM）	ISACA（情報システムコントロール協会）
公認情報システム監査人（CISA）	
公認情報システムセキュリティ専門家（CISSP）	国際情報システムセキュリティ認証コンソーシアム（ISC） ²
情報セキュリティアドミニストレータ	独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）
テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）	
情報セキュリティスペシャリスト	
システム監査技術者	
GIAC（Global Information Assurance Certification）	SANS Institute
ISMS 審査員	財団法人日本規格協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）
公認内部監査人（CIA）	社団法人 日本内部監査協会（IIA）

附則 本規程は、2004 年 12 月 7 日より適用する。

本規程は、2005 年 8 月 30 日より改定する。

本規程は、2005 年 11 月 17 日より改定する。

本規程は、2006 年 1 月 10 日より改定し、2006 年 4 月 1 日より適用する。

本規程は、2006 年 3 月 28 日より改定し、2006 年 4 月 1 日より適用する。

本規定は、2007 年 4 月 3 日より改定し、2007 年 5 月 1 日より適用する。

本規定は、2008 年 5 月 1 日より改定し、同日より適用する。

本規程は、2009 年 5 月 14 日より改定し、2009 年 5 月 29 日より適用する。

本規定は、2011 年 7 月 1 日より改定し、2011 年 10 月 1 日より適用する。

本規定は、2012 年 11 月 16 日より改定し、同日より適用する。

本規定は、2013 年 1 月 30 日より改定し、同日より適用する。

本規定は、2014 年 4 月 1 日より改定し、同日より適用する。

本規定は、2019 年 4 月 1 日より改定し、同日より適用する。

本規定は、2019 年 5 月 16 日より改定し、同日より適用する。

本規定は、2022 年 11 月 1 日より改定し、同日より適用する。

本規定は、2024 年 11 月 21 日より改定し、同日より適用する。

本規定は、2025 年 10 月 1 日より改定し、同日より適用する。